

平成20年度 随意契約の公表(市長直轄組織)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成20年4月1日から平成20年9月30日までの随意契約

【市長直轄】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	平成20年度 行政経営支援システムサポート委託業務	平成20年4月1日	株式会社 日本総研ソリューションズ	大阪市西区新町1丁目6番3号	1,260,000円	本業務はシステムのプログラムの詳細な設定情報や環境を熟知していることが必須条件となる。株式会社日本総研ソリューションズはシステムの開発および平成18年度以降のサポート業務を受託しており、先の条件を十分満たすとともにそれらの業務を的確に、真摯に遂行した実績があり、本業務を委託するにあたり、十分な能力があると認められる唯一の事業者であるため随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	平成20年度 行政経営支援システム追加開発業務	平成20年6月2日	株式会社 日本総研ソリューションズ	大阪市西区新町1丁目6番3号	1,050,000円	本業務はシステムのプログラムの変更を行うものであり、システムの詳細な設定情報や環境を熟知していることが必須条件となる。株式会社日本総研ソリューションズはシステムの開発、サポートに関する業務を受託しており、先の条件を十分満たすとともにそれらの業務を的確に、真摯に遂行した実績があり、本業務を委託するにあたり、十分な能力があると認められる唯一の事業者であるため随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	八尾市第5次総合計画策定支援委託業務	平成20年7月22日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	大阪市中央区今橋2丁目5番8号	6,499,500円	本業務については、市の総合計画の策定支援であることから、専門的知識やノウハウ、支援方法など支援事業者の資質等が最も重要な要素であるため、業者選定に当たっては、価格だけでなく総合的に判断するため、プロポーザル方式により選定し、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成20年4月1日	株式会社 時事通信社	東京都中央区銀座5丁目15番8号	630,000円	当該サービスは行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同等同種のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	行政関与の基準見直し及び公民協働推進アクションプログラム策定支援業務委託契約	平成20年8月1日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	大阪市中央区今橋2丁目5番8号	2,100,000円	当業務については、専門的知識やノウハウ、支援方法など支援事業者の資質等が最も重要な要素であるため、業者選定に当たっては、価格だけでなく総合的に判断するため、プロポーザル方式により選定し、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成20年4月1日	坂井 俊介	堺市北区新金岡町一丁目3番27-10号	7,700,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36上で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)